徳島県立中央病院謝金支給基準

第１条　本基準は、治験（医薬品・医療機器）及び製造販売後調査（使用成績調査・特定使用成績調査、製造販売後臨床試験、副作用・感染症報告）、その他の受託研究に係る謝金の支給基準を定めるものである。

２　製造販売後臨床試験に対しては、ＧＣＰ省令第５６条に準じ、「治験」等とあるのを「製造販売後臨床試験」等と読み替えることにより、本基準を適用する。

第２条　治験（医薬品・医療機器）及び製造販売後調査（使用成績調査・特定使用成績調査、製造販売後臨床試験、副作用・感染症報告）、その他の受託研究に係る謝金は、特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（徳島県規則第２４号）に定める徳島県職員委員会委員の金額に準ずる。

附　則

本基準は、平成２７年７月３０日から施行する。

以　上